

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市左京区岩倉大鷲町422番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 公益財団法人国立京都国際会館 理事長 明石 康			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	43 台	0 台	0 台	43 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	86 台	0 台	0 台	86 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・当館で所有している冷媒代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき点検を実施している。 ・点検結果等を自らが管理する共有サーバーへデータ保存し、関係社員の誰もがいつでも閲覧できる環境を構築している。			
	廃棄時	・当館の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類重点回収業者に冷媒代替フロンの回収を依頼するようマニュアルにまとめて運用している。 ・廃棄後も点検記録簿の保存を共有サーバー上で管理しており、いつでも点検記録簿を閲覧できる体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・フロン点検を業者に発注し、第三者の目線で点検を実施している。 また、疑いや異常がある場合は都度報告してもらうようにしている。 併せて、可能な限り速やかに漏洩箇所を特定し、必要な処置(修理)を施したのち、充填を実施するようにしている。			
	廃棄時	・フロン回収証明書の交付			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	検討中				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。